

1 報告書をお読みいただく皆様へ

独立行政法人環境再生保全機構は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会の業務を引き継ぎ、 平成 16 年 4 月に設立され、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を実施していま す。

昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長の過程で全国各地に大規模な公害問題が起こり、公害防止施設の建設を推進する機関として、昭和 40 年に公害防止事業団(後の環境事業団)健康被害者の迅速な救済を図るため、昭和 49 年に公害健康被害補償協会(後の公害健康被害補償予防協会)が設立されました。その後、環境問題の態様の変化に対応して、公害による健康被害を予防するための事業や民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んできました。さらに、平成 18 年からは新たに石綿健康被害救済業務を実施しています。

機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を適切に実施することにより環境保全に貢献していると考えていますが、それだけに、業務の実施に当たっては、環境に対して格段の配慮が必要です。経営理念・経営方針・職員行動指針に従い業務を遂行するとともに、平成 18年には、さらなる環境への配慮を徹底するため、「環境配慮に関する基本方針」を策定し、あらゆる業務において環境配慮を実行するように努めています。

環境配慮促進法に基づき、昨年、機構としては初めての環境報告書を作成し公表しました。お陰様で多くの方々にお読みいただき、貴重なご意見を頂戴いたしました。2回目となる今回の環境報告書では、「より読みやすく分かりやすい」ものとなることを目指し、機構が実施している業務の中から皆様の関心が高いと思われる次の2つをテーマに選び、「特集」として詳しく解説しました。ひとつは環境に配慮した自動車の運転方法である「エコドライブ」、もうひとつは約40年間にわたって環境保全のための緑地を整備し、平成18年度をもって事業が完了した「緑地整備事業」です。ご一読いただければ幸いです。

機構は、今後とも、環境分野の政策実施機関としての使命を果たしてまいります。我々の業務と環境配慮の実績に対するご理解と今後の取組についてご助言・ご意見を賜れば幸甚に存じます。

平成 19 年 9 月



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

田中健次



● 設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法 (平成 15 年法律第 43 号)

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに平成 16 年 4 月 1 日に設立された組織です。

● 目 的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間 団体が行う環境の保全に関する活動の支援、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な 実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積 立金の管理、石綿による健康被害の救済等の 業務を行うことにより、良好な環境の創出そ の他の環境の保全を図ることを目的として います。

● 役職員の状況

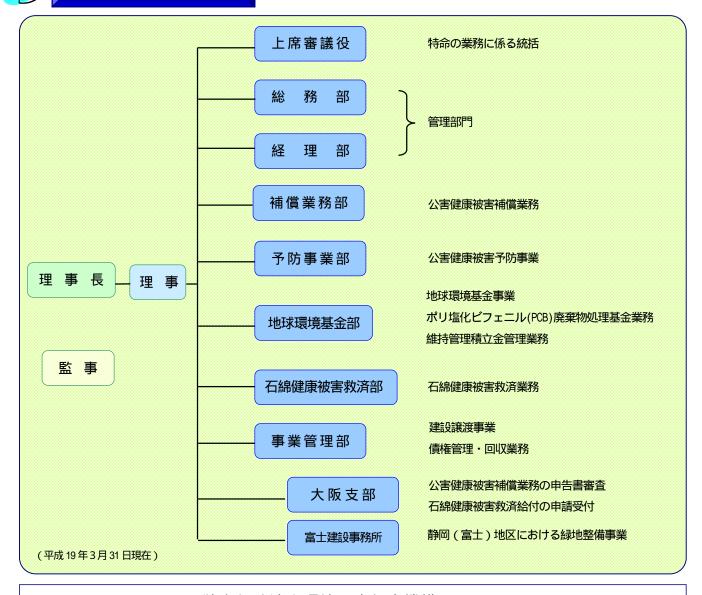
理事長 1名、理事 3名、監事 2名 職員数 154名 (平成 19年 3月 31 日現在)

● 所在地

本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミューザ川崎セントラルタワー
大阪支部	〒530 - 0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号梅田滋賀ビル
富士建設事務所	〒417 - 8601
(平成 18 年度末に廃止)	静岡県富士市永田町一丁目 100 番富士市役所内

機構の業務の範囲

業務名	業 務 の 内 容
公害健康被害補償業務	・公害健康被害の補償に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者から徴収 し、公害健康被害発生地域の県市区へ納付する業務
公害健康被害予防事業	・大気汚染による健康被害を予防するため、調査研究、知識の普及、研修事業と 地方公共団体が行う事業へ助成する事業
地球環境基金事業	・日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体を支援するための助 成等の事業
ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物処理基金業務	・環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄 物の速やかな処理を図るため、処理費用等を助成する業務
維持管理積立金管理業務	・廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務
石綿健康被害救済業務	・石綿による指定疾病の認定と被認定者等に対する救済給付の支給業務
建設譲渡事業	・大気汚染対策緑地等を設置し、地方公共団体に譲渡する事業
債権管理・回収業務	・環境保全のために設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権 の管理及び回収業務



独立行政法人環境再生保全機構のあゆみ

昭和 40 年 10 月	公害防止事業団発足
昭和49年 9月	公害健康被害補償協会発足
昭和62年10月	公害防止事業団に大気汚染対策緑地事業追加
昭和63年 3月	公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に名称変更
	公害健康被害予防事業追加
平成 4年10月	公害防止事業団を環境事業団に名称変更
	環境事業団に産業廃棄物処理施設・一体緑地事業追加
平成 5年 5月	環境事業団に地球環境基金事業追加
平成 10 年 6月	環境事業団に維持管理積立金管理業務追加
平成 11 年 6月	環境事業団に地球温暖化対策緑地事業追加
平成 13 年 6月	環境事業団にPCB廃棄物処理事業及びPCB廃棄物処理基金業務追加
平成 16 年 4月	独立行政法人環境再生保全機構発足
	- 公害健康被害補償予防協会の業務と環境事業団の業務の一部を統合 -
平成 18 年 3月	石綿健康被害救済業務追加
平成 19 年 3月	建設譲渡事業の施設整備終了





環境分野の政策実施機関として、国内外からの様々な要請に応え、 環境施策の一翼を担っていきます。

機構は、機構法に基づく業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員行動指針を平成 16 年に策定しました。

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築 を目指します。

公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、 社会の範となるよう努めます。

職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

職員行動指針

《機構の使命を果たすための行動》

国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動します。

幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応えます。

常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行します。

《業務に取り組む姿勢》

業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑 戦します。

環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行します。 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職 場環境を作ります。



業務における環境配慮を徹底するため、「環境配慮に関する基本方針」を策定しました。

機構は、業務における環境配慮について、その具体的な取組のための基本的な方針を明らかにするため、「環境配慮に関する基本方針」を平成 18 年に策定しました。

機構のあらゆる業務における環境配慮は、この基本方針に基づいて進めています。

環境配慮に関する基本方針

独立行政法人環境再生保全機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

(1)業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に 努める。

(2)法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

(3)環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

(4)日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

(5)社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

中期目標と中期計画

機構は、主務大臣により指示を受けた「中期目標」(達成すべき業務運営の目標)を達成するための「中期計画」を定め、業務を遂行しています。

現行の中期目標・中期計画は、平成 16 年 4 月から平成 21 年 3 月の 5 年間を対象としており、「業務運営の効率化」として、一般管理費について平成 15 年度比で 15%を上回る削減を行うこと、「国民に対するサービスの向上」として、公害健康被害の補償について適正・公平な徴収を図り必要な費用を確保すること等を定めています。

さらに、機構では、中期計画に基づき年度ごとに年度計画を策定し、業務を遂行しています。 詳細については機構ホームページをご覧ください(http://koukai.erca.go.jp/rules/rules.html)。